秋風とともにさわやかな季節となりましたが、夏の行楽期に家の周辺や道路に捨てられた ゴミや空きカンが目についてきました。

雑草が茂っていたり、資材や使わなくなった自転車・電化製品などが放置された空 き地や、古い建物が壊れて危険な状態になっている空き家は、美観を損ねてしまいます。

生活環境の美化と清潔な街並みを保つため、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

められています。

記録は3年間保存するよう定 査」の3つの義務があ、その 保守点検」「清掃」「法定検

\*



り、

汚水をきれいにするため

日頃の管理や使い方が大事で

### 標準保守点検回数

### ○単独処理浄化槽(し尿だけ処理する浄化槽)

処理方式 人槽	分離ばっ気方式 分離接触 ばっ気方式	全ばっ気方式	腐敗方式
20人以下	4か月に 1回以上	3か月に 1回以上	6か月に
21人以上 300人以下	3か月に 1回以上	2か月に 1回以上	1回以上

### ○合併処理浄化槽(し尿と雑排水をあわせて処理する浄化槽)

処理方式 人 槽	分 離 接 触 ば っ 気 式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式
20人以下	4か月に1回以上
21人以上50人以下	3か月に1回以上

### 【図表2】 標準清掃回数

処 理 方 式	回数	
全ばっ気方式	6か月に1回以上	
その他の方式	1年に1回以上	

正常に機能しているかを検査 す。浄化槽が適正に設置され、 ~8か月間以内に1回行いま

浄化槽を使い始めてから6

(浄化槽法第7条)

員が検査します。

■定期検査(浄化槽法第11条)

年1回の定期検査です。

るか、

また、日頃の保守点検

浄化槽が正常に機能してい

や清掃が適正に行われている

かを検査します。

良好な機能の維持をはかりま の運転状況を定期的に点検し、 ■保守点検の回数

まっています。 より表の期間ごとに回数が定 浄化槽の処理方式、 「種類」の処理対象人数 種類に

うにします。

浄化槽の使用にあたっては

浄化槽の電源は切らないよ

消毒薬を切らさない。 異物は絶対に入れない。 水は適正量を流す。

る人数ではありません。 さを表します。使用してい (人槽) は、 「図表1参照 浄化槽の大き

## 点

清

浄化槽の適正な管理

保

守

浄化槽は微生物の活動によ

機器類や消毒剤など浄化槽 の調整や装置の洗浄を行いま や汚泥などを引き出し、 浄化槽内にたまったスカ

### 清掃の回数

よって異なります。 清掃回数は浄化槽の

「図表2参照

◎「保守点検」「清掃」は 門業者」に委託して行って ください。 「専

種類に

定 朠

■設置後の水質検査

法

生活環境グループ

# 【お問い合わせ先】

生活環境課 

### ※検査の内容

掃

外観検査(設置状況・設備 の稼働状態

水質検査 能 (浄化槽の処 理 機

汚泥

4

の記録) 書類検査 (保守点検・清

ます。 化槽協会」に依頼して行 「法定検査」は 「北海道浄

置管理者の負担となります。 法定検査の料金は、浄化槽設 このような保守点検、

